

## Resi-Charge・設備保有者向け利用規約

制定日：2024年4月3日

本利用規約（以下「**本規約**」といいます）は、パナソニック株式会社（以下「**当社**」といいます）が、Resi-Chargeの名称で運営するEV充電器の予約・認証・課金サービス（以下「**本サービス**」といい、詳細は第1条に定義します）を行うにあたり、当社と当社に対し貸出対象物（第1条に定義）を提供する契約者（以下「**契約者**」といいます）との間の権利義務関係が定められています。

契約者は、本サービスへの貸出対象物の提供にあたり、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意の上お申し込みいただきますようお願いいたします。

### 第1条 （定義）

本規約における用語の定義は次に定めるとおりとします。なお、別途特に定めがない限り、各用語の定義は、Resi-Charge利用規約等（下記に定義）と同一とします。

EV	EV、PHEV その他の電気をエネルギー源とする自動車
EV 充電設備	EV 充電用の普通充電器であって別途当社が指定する製品
本サービス	当社が Resi-Charge の名称で運営する対象マンションにおける EV 充電設備の予約・認証・課金サービス
利用契約	当社と契約者間で締結される本サービスの利用契約
利用申込書	契約者が提出する本サービスの申込のための文書であって、別途当社が指定するもの
対象物件	本サービスの提供に必要な、契約者が所有または貸し出す権原を有する駐車場、土地等であって利用申込書に特定するもの
充電器	対象マンションに設置されている EV 充電設備であって、利用申込書に特定するもの
本設置場所	対象マンションにおいて、充電器が設置されている駐車場、土地等であって、契約者が所有または貸し出す権原を有しており、利用申込書に特定する場所
貸出対象物	充電器および本設置場所
付随設備	対象マンションでの充電器の利用に必要な充電用付属設備一式（電線、キュービクル等を含む）ならびに対象マンションでの本サービスの利用に必要なゲートウェイ機器
関連区画	本サービスの提供または利用のために、当社およびその業務委託先またはユーザーが立ち入る必要がある、本設置場所に関連する駐車場、建物、敷地等

Resi-Charge 利用規約等	本サービスのユーザー向けの利用規約、プライバシーポリシー等、利用ガイド等の本サービスの提供および利用に適用されるルール一切
-------------------	---

## 第2条 (規約の適用)

当社が本ウェブサイトで掲載する、本サービスのためのオーナー様向けページで定める条件等は本規約の一部を構成します。本規約の内容と当該条件等の内容が矛盾抵触する場合は、当該条件等において特段の留保がない限り、本規約が優先して適用されます。

## 第3条 (申込みおよび承諾)

1. 本サービスの利用を申込みようとする者は、本規約に同意した上で、利用申込書を当社に提出するものとします。
2. 利用契約締結の申込みは、必ず本サービスに関する貸出対象物を提供する者が行わなければならないなりません。また、申込みようとする者は、利用契約締結の申込みにあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければならず、貸出対象物を当社に提供する権原があることを当社に対し保証するものとします。
3. 本サービスの利用契約は、本条第1項の申込みを当社が書面にて承諾したときに成立します。
4. 当社は、次の場合その他当社が不適当と判断した場合には、本条の申込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、承諾しない理由を開示する義務を負わないものとします。
  - (1) 本サービスの利用のために契約者が満たすべき要件が満たされていない場合
  - (2) 契約者が、当該申込みにかかる契約上の債務の支払いを怠るおそれがある場合
  - (3) 契約者が当社との間で現に締結し、または、従前締結していた契約において、債務不履行または不法行為を行ったことがある場合
  - (4) 本サービスが、違法、不当、公序良俗違反、当社の信用を毀損する、他の契約者に重大な支障をきたすなどの態様で利用されるおそれがある場合
  - (5) 利用申込書に虚偽、誤記または記入漏れがある場合
  - (6) 第24条(反社会的勢力の排除)に定める表明保証に反する事実が判明しまたはそのおそれがある場合
  - (7) 当社の業務上の理由がある場合、および、当社が不適当と判断する場合

## 第4条 (本設置場所・充電器の貸出しおよび利用の目的等)

1. 契約者は、自己の費用と責任で、本サービスのために必要な充電器を準備するものとします。
2. 契約者は、当社に、貸出対象物を無償で貸出すものとします。

3. 契約者は、利用契約成立後速やかに、貸出対象物を当社に引き渡すものとします。ただし、本設置場所に貸出対象物が未設置の場合は、別途利用申込書に定める期日までに引き渡すものとします。
4. 当社は、貸出対象物を本サービスの提供、本サービスの広告宣伝物等の設置、および本サービスの提供の準備のために使用するものとします。
5. 貸出対象物を追加する場合、当社および契約者で事前に協議して合意の上、契約者は、当社に対し、利用申込書を提出するものとします。
6. 貸出対象物の全部または一部の所有者を変更する場合または契約者が貸出対象物の全部または一部に対する貸し出す権原を失う場合、契約者は、当該事象の生じる 30 日以上前に当社に書面にて通知するものとします。貸出対象物の所有者変更に伴う契約者の変更手続きは、第 12 条（オーナー変更に伴う契約者の変更）が適用されます。
7. 当社は、契約者の求めに応じ、本条第 1 項に定める充電器の選定についての助言を行うものとします。ただし、当該助言の採否は、契約者が自己の責任にて決定しなければなりません。

#### 第5条 （契約者の役割および付随設備等の利用等）

1. 契約者は、当社に対し、当社による本サービスの提供について、以下の各号で定める事項を実施しなければなりません。
  - (1) 本サービスの提供に必要な範囲内において、電力会社等と電力供給に関する契約を締結すること（締結済み契約で必要十分な場合は当該契約で足りる）、および当該契約の存続に必要な一切の行為
  - (2) 本サービスの提供に必要な範囲内において、充電器に電力供給するために必要な配線その他の付随設備の維持・管理、充電器周辺でスマートフォンが通信できる環境および本サービス用のゲートウェイ機器が電気通信事業者と通信できる状態の確保、その他本サービスを利用可能な状態にするために付随設備を適切に維持、管理するために必要な一切の行為
  - (3) 本サービスの提供に必要な限度で、貸出対象物および関連区画を適切な状態に維持、管理する行為（貸出対象物の定期点検や故障時の修理等および駐車場の維持・管理およびユーザーへの貸出しを含むが、これに限りません）
  - (4) 本設置場所において本サービスの利用可能時間や曜日を限定する場合またはユーザーが利用できる充電器を指定する場合は、当該条件（以下総称して「**オーナー指定条件**」という。）の決定および当社への通知をなすこと
  - (5) 本サービスの提供または提供準備に必要な協力（対象マンション内での利用ルールの発信および貸出対象物や本サービスのメンテナンスの告知等を含むが、これに限りません）を行うこと並びに本サービスの提供に必要な関連区画に当社、当社の委託先およびユーザーの立ち入りを認めること

- (6) 対象マンションにおいて本サービスを利用するユーザーの確認（ただし、ユーザーの制限を行わない物件においては不要とします）
  - (7) 本サービス提供に必要な範囲内において、充電器を使用・収益させるために必要な一切の行為
  - (8) 本条各号の他、本サービスの提供にあたり必要な協力的行為
2. 事由の如何を問わず、本サービスの提供に支障が出る程度に貸出対象物や付随設備に不具合が生じた場合、ユーザーへの本サービスの提供が中断することを踏まえ、契約者は、自己の費用と責任で、速やかにかかる不具合を解消するものとします。

#### 第6条 （駐車場の利用および本サービスの提供開始日）

1. 当社がユーザーに提供する本サービスには、充電器が設置されている駐車場の予約および利用は含まれておりません。契約者は、自己の費用と責任で、ユーザーを含む駐車場の利用者に駐車場の一時利用（予約、課金およびサポートを含む）を提供するものとし、自ら駐車場利用者から駐車場の使用料を徴収するものとします。本サービスの提供に伴い当社がユーザーから受領するサービス利用料には、名目の如何を問わず駐車場の利用の対価は含まれません。
2. 対象マンションにおける当社による本サービスの提供開始日は、契約者からの貸出対象物の引渡し日を踏まえ、当社および契約者間で協議するものとします。当該協議の結果を踏まえ、当社は、原則として各暦月の1日をサービス提供開始日とし、本サービスの提供開始日を定めるものとします。
3. 契約者は、オーナー指定条件の変更を希望する場合、変更後のオーナー指定条件の適用を希望する日から起算した別途当社が定める期限までに、事前に当社に書面にて通知し、当社の承諾を得るものとします。

#### 第7条 （本サービスの提供条件）

1. 当社は、ユーザーに対し、本サービスの提供を、自己の費用と責任で実施するものとします。当社は、ユーザーに対するサービス利用料を自由に決定し、これを収受することができるものとします。また、当社は、ユーザーに対する本サービスの詳細な提供条件について、当社の裁量により自由に決定することができるものとし、その条件はResi-Charge・ユーザー向け利用規約等に定めるものとします。ただし、オーナー指定条件を順守するものとします。
2. オーナー指定条件によりユーザーが利用できる充電器を指定されている場合においても、充電器の故障等による利用不能、充電器の設置されている駐車場の不正もしくは無断利用、契約者と当該ユーザー以外の第三者との間の駐車場利用のトラブル、その他ユーザーの責に帰すべき事由以外の事由により、予約したユーザーが充電器の利用を行えないときは、当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、他のユーザーの予約に

反しない限度かつ当該事象が解消されるまでの期間（ただし、ユーザーが予約に基づき利用している時間内で当該事象が解消されたとしても予約終了までの利用を行えるものとします）に限り、当該ユーザーにユーザーが指定されている以外の充電器の予約および利用をさせることができます。

3. 当社は、本サービスの提供に関してユーザーを含む第三者との間で生じた問題について、当社の費用と責任において解決するものとします。契約者は、関連区画の利用や駐車場の利用に関してユーザーを含む第三者との間で生じた問題について、契約者の費用と責任において解決するものとします。責任の所在が不明な問題については、当社および契約者間で誠実に協議して解決するものとします。
4. 前項の義務の履行のため、契約者は、本サービスに関する問い合わせ担当者を設けるものとし、当該窓口の担当者名および連絡先を、利用申込書に記載するかまたは利用契約成立後速やかに当社に書面で通知するものとします。また、当該窓口を変更するときは、事前に当社に書面で通知するものとします。当社の問合せ先は、Resi-Charge サポート窓口（電話番号：0120-878-700）とします。
5. 本サービスの提供に要した充電器の電気使用料（以下「**充電器の電気代**」といいます）は、当社の負担とします。充電器の電気代は、別紙1に定める単価および方法により計算し、決定するものとします。
6. 本設置場所および充電器における電力使用料金については契約者が電力会社等に支払うものとし、当社は、契約者との間で明示的な合意がない限り、電力会社等に対し充電器の電気代その他の費用の支払義務を負わないものとします。
7. 当社製 EV 充電設備の製品保証は、購入時に付帯する保証書（以下「**製品保証書**」という）に定める条件によるものとします。本規約および利用契約により、当社は契約者に対し、製品保証書の条件の変更や追加の保証を提供するものではないことを確認し、了承します。

## 第8条 （充電器の電気代の支払方法）

1. 当社は、充電器の電気代を毎年1月または7月に始まる半期（以下「**半期**」という）ごとに算出し、別紙1記載の方法により算出した充電器の電気代を、各半期の末日の属する月の翌月7日までに、契約者に書面にて通知するものとします。契約者は通知された充電器の電気代に異議がある場合、受領から5日以内に、当社に書面にて通知し、協議するものとします。なお、5日以内に通知がない限り、充電器の電気代は異議なく承認されたものとみなします。
2. 当社は、前項により確定した充電器の電気代に消費税額を加えた額を、契約者が別途指定する銀行口座に、各半期が属する月の翌月末日までに、契約者に支払うものとします。なお、振込手数料は当社負担とし、支払日が銀行休業日に当たるときは、その前日を支払日とします。

3. 前項の銀行口座への支払は、当社が指定する業者を通じてなすものとします。当該指定業者のシステム障害等の第三者サービスの障害により振込みが遅れることがあります。当社は、第三者サービスの障害による支払い遅延により契約者に生じた遅延損害金その他の損害を賠償する責任を負わないものとします。

#### **第9条 (禁止事項)**

契約者は、本サービスに関する貸出対象物の提供にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- (1) 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
- (2) 当社の事前承諾のないオーナー指定条件の変更
- (3) 当社の事前承諾のない充電器の変更(改修、各機器の設定の変更、撤去等)
- (4) 当社の事前承諾のない貸出対象物の第三者への貸出、売却、譲渡その他の当社による本サービスの提供を不能にさせる行為
- (5) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (6) 本サービスの本来の目的に反する目的で本サービスをユーザーその他の第三者に利用させる行為
- (7) 犯罪行為に関連する行為または公序良俗に反する行為
- (8) 関係法令の定めに違反する行為
- (9) その他、契約者と当社間の信頼関係を著しく損なう行為

#### **第10条 (契約期間)**

1. 利用契約は、第3条により利用契約が成立した日に効力を生じ、利用契約が解除もしくは解約された日または本サービスの提供が終了しない限り、有効に存続するものとします。
2. 第11条、第12条第3項、第13条、第14条、第15条、第17条、第19条、第24条第3項および第4項、第26条、第27条、第28条並びに本条は、利用契約終了後もなお効力を有するものとします。第7条(本サービスの提供条件)第6項および第8条(充電器の電気代の支払方法)は利用契約の有効期間中に発生した金銭債務の支払が完了する日まで、第16条(秘密保持)は、利用契約終了後も3年間効力を有するものとします。

#### **第11条 (契約終了後の措置)**

1. 当社は、理由の如何を問わず利用契約が終了したときは、対象マンションにおける本サービスの提供を当該終了日より10日以内に停止するものとし、契約者に対し、利用契約終了日より20日以内に、貸出対象物を現状有姿のまま明け渡すものとします。
2. 契約者は、理由の如何を問わず利用契約が終了したときは、自己の費用と責任で、

本サービスのために対象マンションに設置したゲートウェイ機器の通信用 SIM カードを廃棄するものとします。

#### **第12条 （オーナー変更に伴う契約者の変更）**

1. 貸出対象物の所有者が変更される場合または契約者が全ての貸出対象物を貸し出す権原を失う場合（以下「**オーナー変更事象**」といいます）は、契約者は、自己の費用と責任で、当該貸出対象物の譲受人または貸し出す権原を承継する者に対し、オーナー変更事象が生じる日をもって、利用契約上の地位および本規約および利用契約に基づく権利義務を移転させるものとします。
2. オーナー変更事象が生じる場合、契約者は、事前に当社所定の手続きを行うものとします。
3. オーナー変更事象が生じたことにより、充電器の電気代の支払先が不明確となる場合、支払先が明確になるまでの期間は、当社は充電器の電気代の支払いを留保することができるものとします。当社は、当該支払の留保により、契約者および当該貸出対象物の譲受人または貸し出す権原を承継する者に対し、何らの責任を負わないものとします。
4. オーナー変更事象が生じたことに起因して、当社が本サービスの提供を中断または停止せざるを得ない場合、契約者は、当該中断または停止に伴い当社に生じた損害を賠償するものとします。

#### **第13条 （契約者の情報等の取扱い）**

1. 当社は、契約者の情報（利用申込書に記載の情報を含みますがこれに限りません）を、本規約等のほか、Resi-Charge サービスのプライバシーポリシーに従って取り扱います。
2. 契約者は、本サービスを通じて取得するユーザーその他の個人の個人情報等（個人情報の保護に関する法律の適用を受ける情報を意味します。）に関し、（第三者提供同意の条件によるか）本規約で定める自己の義務の履行の目的においてのみ利用することができ、それ以外の利用はできないものとします。

#### **第14条 （非保証）**

当社は、契約者に対し、本サービスの内容、品質および水準ならびに本サービスの安定的な提供、本サービスが契約者またはユーザーの目的に適合すること、本サービスの利用に伴う結果等の一切の事項については、保証しません。

#### **第15条 （賠償責任の制限）**

契約者においては貸出対象物および利用契約上の義務の履行に関し、当社においては本サービスのユーザーへの提供に関し、自己の責めに帰すべき事由により、相手方に損害を与え

た場合は、相手方に対し、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り賠償する責任を負うものとします。ただし、自己に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

#### 第16条 (秘密保持)

1. 契約者および当社は、本サービスの提供に関し、相手方より受領した秘密情報を、秘密として保持し、本サービスの提供および本規約で定める自己の義務の履行の目的以外の目的で利用しないものとし、また、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩してはなりません。
2. 当社および契約者は、利用契約が解除等により終了した場合、秘密情報の利用目的が終了した場合、または、相手方から請求があった場合、直ちに秘密情報（それらの複製物を含む）を相手方に返還するか、相手方の指示に従って破棄または消去するものとします。
3. 本規約において「**秘密情報**」とは、当社または契約者が相手方に開示する技術上または営業上の情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものであって、かつ、①開示された時に公知であったもの、または開示後公知になったもの（ただし、受領した当社または契約者が利用契約に違反した結果、公知になったものを除く）または②開示を受けるに先立って相手方が知っていたものに該当しない情報をいいます。
  - (1) 紙や電子媒体など、目に見えるものについては、秘密である旨を表示して提供されたもの
  - (2) 口頭での説明など、目に見えないものについては、開示の際に開示者が秘密であることを示した上で、開示から30日以内に、その内容の簡単な説明と秘密情報であることが受領者に通知されたもの

#### 第17条 (知的財産権等)

1. 本サービスに関するシステム、ソフトウェア、データ、情報または資料に係る知的財産権その他の権利および利益は、当社または当社のライセンサーに帰属します。利用契約に別段の定めがある場合を除き、本規約および利用契約により、明示または黙示を問わず、当社のいかなる技術または知的財産権についても権利の移転または許諾を契約者に対して行うものではありません。
2. 当社は、本サービスに関連して契約者が当社に対して行ったフィードバック等を、何らの制限なく自由に利用できるものとします。なお、本規約の他の規定と矛盾が生じた場合には、本項を優先して適用するものとします。

#### 第18条 (解除)

契約者および当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、催告等何らの手続きを要せず直ちに利用契約を解除し、併せて自己が被った損害の賠償を相手方に請求するこ

とができるものとします。

- (1) 第7条（本サービスの提供条件）に基づく充電器の電気代の支払を遅滞したとき
- (2) 関係法令、本規約に違反し、または著しい背信行為を行ったとき
- (3) 手形もしくは小切手の不渡りを出すなど支払停止状態に陥ったとき
- (4) 金融機関より取引停止処分を受けたとき
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、あるいは会社更生手続開始の申立てをなしたまたは第三者より申立てを受けたとき
- (6) 第三者より仮差押、仮処分、差押、滞納処分その他行政または司法による強制的な手続を受け、本規約または利用契約上の義務を履行できないとき
- (7) 行政機関より営業の取り消しまたは停止の処分を受けたとき
- (8) 本サービスに影響のある限度で、合併、解散、減資、事業の廃止または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡もしくは賃貸の決議を行ったとき、その他資産、信用もしくは事業に重大な変更を生じたとき
- (9) 第9条（禁止事項）に定める禁止事項をなしたとき
- (10) 前各号のほか本サービスの提供を継続し難い事由が認められたとき

#### **第19条（解約）**

契約者および当社は、利用契約を終了しようとする場合は、利用契約を終了しようとする日の1年前までに契約終了の意思表示を書面により相手方に通知することにより、利用契約を終了することができるものとします。契約者および当社は、本条による解約により、相手方に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

#### **第20条（再委託）**

1. 当社は、利用契約による当社の義務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。
2. 契約者は、当社の事前の承諾を得た場合に限り、利用契約により自己が負う義務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。
3. 契約者は、自己の義務を前項に基づき再委託する場合、当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、利用契約に基づいて当社に対して負担するのと同等の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとします。

#### **第21条（本サービスの終了）**

1. 当社は、本サービス運営上の都合により、本サービスの全部または一部を、終了または変更することがあります。
2. 当社は、本サービスの終了または変更を行う場合、その影響および本サービスの運営状況などに照らし、適切な時期および適切な方法により、契約者に情報提供を行うも

のとします。

## 第22条 （規約の変更）

1. 当社は、以下各号のいずれかに該当する場合であって、本サービスに関連する実状や社会経済状況の変動、税制や法令の変更その他諸般の状況の変化等の事由があると判断した場合、契約者の承諾を得ることなく、本規約の内容、サービス利用料等（以下総称して「**本規約の内容等**」といいます）を変更することができるものとします。
  - (1)変更の内容が誤字、脱字の修正などであり、本規約の内容に実質的な影響を及ぼさない場合
  - (2)変更内容が利用者の一般の利益に適合する場合
  - (3)変更内容が本規約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
2. 当社は、本規約の内容等を変更する場合は、本規約の内容等を変更する旨および変更後の本規約の内容等、並びにその効力発生日をアプリもしくは本ウェブサイト上で告知し、または契約者に当社が定める方法により通知することで告知します。
3. 前二項にかかわらず、法令等により、本規約および諸規定等の変更につき、契約者の個別の承諾が必要な場合、当社は契約者の個別の承諾を得るものとします。

## 第23条 （通知）

本規約で定めるすべての通知は、利用申込書記載の契約者の担当者の連絡先に到達することより、その効力が発生するものとします。なお、本規約にいう書面による通知は、電子メールによる方法を含むものとします。

## 第24条 （反社会的勢力の排除）

1. 契約者および当社は、自己、自己の役職員、自己の代理人もしくは媒介をする者または自己の主要な出資者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をして

- いると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 利用契約に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
3. 契約者および当社は、前二項の規定に反する事項が判明した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。
4. 契約者および当社は、契約者が前三項の規定に違反した場合、利用契約の規定にかかわらず、かつ催告その他何らの手続およびいかなる損害の補償も要せず、直ちに利用契約の解除をすることができます。

#### **第25条 (利用契約上の地位の譲渡等)**

1. 契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または利用契約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、利用契約に基づく権利および義務ならびに契約者の情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

#### **第26条 (分離条項)**

本規約に基づく利用契約の各条項に無効または有効性に疑義が生じた場合においても、他の条項は引き続き有効に存続するものとします。

#### **第27条 (信義誠実の原則)**

契約者および当社は、互いに誠意をもって利用契約に定めた条項を遵守し、利用契約に定めのない事項および各条項の解釈につき疑義が生じたときは、民法・その他の法規および取引の慣行に従い契約者、当社それぞれ誠意をもって協議のうえ善処するものとします。

**第28条 （合意管轄）**

本規約に基づく利用契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

## 別紙1

### 充電器（1台あたり）の1か月の電気代の算出方法

#### ・電気代単価（A）

充電器への電力の供給について契約者が電力会社等と締結している電気需給契約の種類(高圧/低圧)および対象マンションの所在地に応じ、下記リンク内に掲載されている都道府県別の各月の電気料金単価（旧一般電気事業者の特定小売供給約款に基づいた「規制料金」第三段階のうち対象マンションに適用されるもの）に、再生可能エネルギー発電促進賦課金と燃料費調整単価を加えた金額を電気代単価とします。

なお、あるユーザーの利用が各月の末日から翌月初日にまたがる場合、当該利用全体について利用が始まった月の電気代単価を適用します。

#### 【電気料金単価リンク】

<http://pana-biz.pulabo.net/jp/densetsu/resi-charge/refund/>

#### ・充電器の定格出力（B）

充電器の定格出力：3.2kW もしくは 6kW 相当※1

※1 充電器の仕様に応じて決まります

#### ・各充電器の使用時間（1カ月当たり）（C）

- ユーザーの予約時間において電気が使用された時間を下記のとおり算出します。
- 毎月1日から末日※2までの電気の使用時間の合計を（C）とします。

電気が使用された時間：

各充電器におけるユーザーの「充電開始操作をした時刻」から「予約の終了時刻」、「充電終了操作をした時刻」または「満充電になった時刻」の早い方までの時間を充電器の使用時間（分単位で算出、秒以下は切り捨て）として計算します。

※2：各月の末日から翌月初日にまたがる予約がなされた場合には翌月にまたがる電気の使用時間は前月の利用時間に含めて計算します。

#### ・精算電気代（D）

電気代単価（A） x 充電器の定格出力（B） x 各充電器の使用時間（1カ月当たり）（C） = 精算電気代（D）